

地方独立行政法人市立大津市民病院職員の期末手当及び勤勉手当
に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人市立大津市民病院職員給与規程(以下「給与規程」という。)に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当)

第 2 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、第 14 条に定める日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前項の規定にかかわらず、職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規程で定める職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を超えない範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

(期末手当の支給を受ける職員)

第3条 期末手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員(第6条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無休休職者(地方独立行政法人市立大津市民病院職員就業規則(以下「就業規則」という。)第17条第1号の規定に該当して休職にされた職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(就業規則第17条第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 出勤停止者(就業規則第57条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。)
- (4) 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
- (5) 自己啓発等休業をしている職員

2 退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する第2条第1項後段の職員には、期末手当を支給しない。

3 基準日の属する月において退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって当該退職とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

第4条 第2条第5項(第9条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員その他の職員は、当該職員に適用される給料表に応じて、別表第1に規定する職員とする。

2 第2条第5項の職員の区分は、別表第1の職員の欄に掲げる職員区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合の欄に定める割合とする。

(期末手当に係る在職期間)

第5条 第2条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 修学部分休業の承認(以下「修学部分休業の承認」という。)を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
- (3) 育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

- (4) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (5) 休職にされた期間については、その2分の1の期間
- (6) 育児短時間勤務等として在職した期間については、当該期間から当該期間に地方独立行政法人市立大津市民病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等に関する規程」という。)第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- (7) 特別養子縁組休暇の承認を受けて勤務しなかった期間(当該期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である場合を除く。以下同じ。)については、その2分の1の期間

(懲戒解雇等による期末手当の支給制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、第2条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に 就業規則第57条第1項第5号の規定により懲戒解雇された職員
- (2) 基準日の属する月又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 期末手当の支給の一時差し止めを受けた者(当該差し止めを取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の不支給又は一時差止)

第7条 前条までの規定にかかわらず、理事長において、期末手当を一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを一時差止とする。

(勤勉手当)

(勤勉手当)

第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給す

る勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第2条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第8条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第6条中「第2条第1項」とあるのは「第8条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第8条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第9条 勤勉手当の支給を受ける職員は、それぞれの基準日に在職する職員(前条第5項において準用する第6条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職にされている者(業務災害による休職者を除く。)

(2) 第3条第1項第3号、第4号及び第5号のいずれかに該当する者

2 退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する前条第1項後段の職員には、勤勉手当を支給しない。

3 第3条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第10条 第8条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)とする。

(勤勉手当の期間率)

第11条 期間率は、基準日以前6カ月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第 12 条 前条に規定する勤務期間は、職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。

- (1) 第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (3) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間
- (4) 休職にされていた期間(業務災害による休職期間を除く。)
- (5) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間
- (6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (7) 給与規程第 40 条の規定により給与を減額された期間
- (8) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかった期間から休日等を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長の定める期間を除く。
- (9) 介護休業により勤務しなかった期間から、休日等を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 特別養子縁組休暇の承認を受けて勤務しなかった期間
- (11) 育児部分休業により 1 日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が 90 日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (12) 基準日以前 6 月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第 13 条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第 3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の計算)

第 14 条 第 2 条第 2 項の期末手当基礎額又は第 8 条第 2 項の勤勉手当基礎額を算出する場合において、職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額(以下「給与月額」という。)は、次の各号に掲げる割合にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与規程第 40 条の規定に基づき給与が減額される場合 減額前の給与月額

(2) 給与規程第 59 条に規定する休職者の場合、同条に規定する支給率を乗じない給与月額

(3) 就業規則第 57 条の規定に基づき給与を減額される場合 減額前の給与月額

2 第 2 条第 2 項の期末手当基礎額又は第 8 条第 2 項の勤勉手当基礎額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規程は、令和 2 年 1 月 24 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の規定は、この規定の施行日から引き続き給与規程の適用を受ける職員について令和元年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなし、令和 2 年 2 月の給与支給日に差額を支給する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規程は、令和 3 年 11 月 17 日から施行する。

第 2 条 令和 3 年 12 月 1 日を基準日とする勤勉手当に対する改正後の第 8 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同条中「100 分の 95」とあるのは「100 分の 97.5」とし、第 8 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、同条中「100 分の 45」とあるのは「100 分の 47.5」とする。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

1 医療職給料表(1)

職員	加算割合
----	------

職務の級 5 級及び 4 級(副院長、院長補佐及び局長の職務に限る。)の職員	100 分の 20
職務の級 4 級(副院長、院長補佐及び局長の職務を除く。)及び 3 級の職員	100 分の 15
職務の級 2 級の職員	100 分の 10

2 医療職給料表(2)

職員	加算割合
職務の級 7 級の職員	100 分の 20
職務の級 6 級及び 5 級(副技師長及び副薬剤長並びに室長の職務に限る。)の職員	100 分の 15
職務の級 5 級(副技師長及び副薬剤長並びに室長の職務を除く。)及び 4 級の職員	100 分の 10
職務の級 3 級の職員(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が特に必要と認める者に限る。)	100 分の 5

3 医療職給料表(3)

職員	加算割合
職務の級 7 級の職員	100 分の 20
職務の級 6 級及び 5 級の職員	100 分の 15
職務の級 4 級の職員	100 分の 10
職務の級 3 級の職員(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が特に必要と認める者に限る。)	100 分の 5

4 事務職給料表

職員	加算割合
職務の級 8 級及び 7 級の職員	100 分の 20
職務の級 6 級及び 5 級の職員	100 分の 15
職務の級 4 級の職員	100 分の 10
職務の級 3 級の職員(職務の複雑、困難及び責任	100 分の 5

の度等を考慮して理事長が特に必要と認める者に限る。)

別表第 2(第 11 条関係)

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

別表第 3(第 14 条関係)

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日